



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
4 月 22 日 (火)
第 597 号

目 次

告 示

○公印の廃止	353
○地方税に係る公金事務の委託	353
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	354
○道路の供用開始	354
○県営住宅使用料等に係る公金事務の委託	355

公 告

○土地改良区役員の退就任	355
選挙管理委員会	
○政治資金規正法第17条第 2 項の適用を受けた政治団体の公表	359

告 示

栃木県告示第195号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。
令和 7 （2025） 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃 止 期 日	廃 止 理 由
栃木県建築主事印②	方18	てん書	建築主事用	令和 7 （2025） 年 3 月 31 日	組織改編のため
栃木県建築主事印⑤	方18	てん書	建築主事用	令和 7 （2025） 年 3 月 31 日	組織改編のため
栃木県建築主事印⑥	方18	てん書	建築主事用	令和 7 （2025） 年 3 月 31 日	組織改編のため
栃木県建築主事印⑨	方18	てん書	建築主事用	令和 7 （2025） 年 3 月 31 日	組織改編のため

(文書学事課)

栃木県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 （2025） 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 委託した公金事務の内容
地方税の収納
- 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
-----	--------------------

株式会社足利銀行	栃木県宇都宮市桜 4 丁目 1 番 25 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

(2) 委託をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

(税務課)

栃木県告示第 197 号

補助金等の名称等を定める告示（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）の一部を次のように改正し、令和 7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

産業労働観光部の部工業振興課の款の次に次のように加える。

経営支援課	栃木県事業承継支援補助金	県内の中小企業者が行う事業承継のための専門家活用に要する経費の一部を補助することにより、県内中小企業者の経営資源や雇用、技術を次世代に引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持する。	中小企業者が支援機関からの推薦を受け、事業承継を目的として専門家を活用する事業であって、次に掲げるものに要する経費 1 価値算定 2 デューデリジェンス 3 契約書等の作成 4 不動産鑑定評価書作成 5 労務関連手続き 6 債務整理手続き 7 代表者の変更等に伴う登記手続き	補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、500,000 円を限度とする。	中小企業者
-------	--------------	---	--	--	-------

(経営支援課)

栃木県告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年 4 月 22 日から同年 5 月 21 日まで

一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
177	主 要 地 方 道 羽生田上蒲生線	下都賀郡壬生町幸町三丁目3385-106から 下都賀郡壬生町幸町四丁目3385-111まで	令和 7 (2025) 年 4 月 24 日 14 時 30 分

(道路保全課)

栃木県告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託した公金事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成 9 年栃木県条例第 1 号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

弁護士法人ライズ総合法律事務所

(2) 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

(2) 委託をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで

(住宅課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 4 月 22 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
益 子 町 土地改良区	理 事	仁平 勉		芳賀郡益子町大字小泉949	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃	薄根 敏雄		〃 〃 大字益子1753	〃	
	〃	手塚 正光		〃 〃 大字七井2033	〃	

理 事	岩崎 孝司		芳賀郡益子町大字七井18	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
〃	三村 敏夫		〃 〃 大字塙2298- 1	〃	
〃	小玉 光昭		〃 〃 〃 1431	〃	
〃	菊地 重一		〃 〃 大字大沢2770-20	令 和 5 (2023) . 9 . 20	
〃	堀野 信一		〃 〃 大字前沢345	令 和 6 (2024) . 7 . 2	
〃	池田 貞夫	池田 貞夫	〃 〃 大字上大羽259	令 和 7 (2025) . 3 . 31	令 和 7 (2025) . 4 . 1
〃	黒子 秀夫	黒子 秀夫	〃 〃 〃 652	〃	〃
〃	加藤 芳男	加藤 芳男	〃 〃 大字大沢1724- 1	〃	〃
〃	中山 達美	中山 達美	〃 〃 大字上山691	〃	〃
〃	床井 剛	床井 剛	〃 〃 大字小宅1243	〃	〃
〃	広田茂十郎	広田茂十郎	〃 〃 大字山本64	〃	〃
〃	高橋 家光	高橋 家光	〃 〃 大字生田目1018	〃	〃
〃	岩下 好克	岩下 好克	〃 〃 大字大平258	〃	〃
〃	渡辺 重雄	渡辺 重雄	〃 〃 大字小泉448	〃	〃
〃	高山 弘	高山 弘	〃 〃 大字塙2530	〃	〃
〃		和久井利光	〃 〃 大字長堤150- 1		〃
〃		菊島 倫夫	〃 〃 大字本沼288		〃
〃		小宅 一成	〃 〃 大字北中439		〃
〃		高德 俊一	〃 〃 大字七井2668		〃
〃		岩崎 克己	〃 〃 〃 1714- 1		〃
〃		東 隆由	〃 〃 大字塙2258		〃
〃		上野 計一	〃 〃 〃 1012		〃
〃		加藤 栄一	〃 〃 大字北中994		〃
〃		鈴木 信子	〃 〃 大字小泉530- 2		〃
〃		黒木 玲子	〃 〃 大字下大羽806		〃
監 事	和久井利光		〃 〃 大字長堤150- 1	令 和 7 (2025) . 3 . 31	

	監 事	櫻井 貢		芳賀郡益子町大字七井2642	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃	樋下田浩志	樋下田浩志	〃 〃 大字前沢924- 1	〃	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃		萩原 一則	〃 〃 大字小宅138		〃
	〃		久野 昭	〃 〃 大字益子2521- 3		〃
鬼怒川東部 土地改良区	理 事	羽石 裕志		真岡市清水1025	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
	〃	肥後 太一		さくら市松山826- 1	〃	
	〃	門前 義夫		〃 桜野1501	〃	
	〃	土屋 寿男		〃 箱森新田367	〃	
	〃	田代 修一		〃 狭間田337	〃	
	〃	中島 憲一		塩谷郡高根沢町大字飯室445	〃	
	〃	小川 英海		〃 〃 大字栗ヶ島349	〃	
	〃	若色 一郎		〃 〃 大字石末3299	〃	
	〃	佐藤 正一		〃 〃 大 字 上 高 根 沢 1171- 1	〃	
	〃	岡田 恵一		〃 〃 大字上柏崎105	〃	
	〃	高野 庸市	高野 庸市	さくら市長久保91	〃	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃	手塚 栄一	手塚 栄一	〃 氏家551	〃	〃
	〃	長島 貴之	長島 貴之	〃 押上822	〃	〃
	〃	手塚 和久	手塚 和久	〃 馬場84	〃	〃
	〃	小野 好史	小野 好史	〃 柿木沢10	〃	〃
	〃	岡本 正範	岡本 正範	塩谷郡高根沢町大字花岡1561- 2	〃	〃
	〃	菊地 修一	菊地 修一	〃 〃 大字大谷682	〃	〃
	〃	岩本 健	岩本 健	〃 〃 大字上高根沢4000	〃	〃
	〃	大山 孝	大山 孝	〃 〃 大字平田434- 4	〃	〃
	〃		阿久井志郎	さくら市氏家新田69- 3		〃
	〃		古澤 一郎	〃 松山新田531- 1		〃
	〃		見目 哲昭	〃 狭間田532		〃
	〃		齋藤 克之	〃 松山370		〃

	理 事		井澤 杉生	真岡市原町91		令 和 7 (2025). 4 . 1
	〃		横田 順一	塩谷郡高根沢町大字石末1548- 2		〃
	〃		増子 茂夫	〃 〃 大字伏久529- 1		〃
	〃		荒井 仁	〃 〃 大字太田374		〃
	〃		齋藤 誠治	〃 〃 大字上高根沢192- 2		〃
	〃		齋藤 信雄	〃 〃 大字桑窪1627		〃
	監 事	古澤 一郎		さくら市松山新田531- 1	令 和 7 (2025). 3 . 31	
	〃	大塚 進		芳賀郡市貝町大字赤羽825	〃	
	〃	加藤 憲一	加藤 憲一	塩谷郡高根沢町大字下柏崎467- 3	〃	令 和 7 (2025). 4 . 1
	〃		福田 重治	さくら市氏家3211- 4		〃
	〃		小堀 誠一	芳賀郡市貝町大字赤羽1890		〃
塩 原 土地改良区	理 事	飯沼 理伯		那須塩原市接骨木28	令 和 7 (2025). 3 . 31	
	〃	齋藤 崇之		〃 塩原1977	〃	
	〃	佐藤 一三		〃 石林926	〃	
	〃	菊池 悟		〃 関谷835	〃	
	〃	織田 芳浩		〃 折戸195	〃	
	〃	半田 昌幸		〃 関谷1466- 2	〃	
	〃	田代 功二		〃 接骨木426	〃	
	〃	江連 彰		〃 高阿津236	〃	
	〃	吉田 広満		〃 宇都野766	〃	
	〃	臼井 洋		〃 金沢1870	〃	
	〃	和気 栄一		〃 上大貫89- 1	〃	
	〃	渡辺 彰利		〃 〃 19- 1	〃	
	〃	大貫 敏和		〃 下大貫1019	〃	
	〃	小宅 久		〃 〃 1015- 1	〃	
	〃	市村 和久		〃 塩原1961	〃	
	〃	君島 一郎	君島 一郎	〃 関谷63	〃	令 和 7 (2025). 4 . 1

理 事	臼井 利美	臼井 利美	那須塩原市上大貫194- 1	令 和 7 (2025) . 3 . 31	令 和 7 (2025) . 4 . 1
〃		斉藤 一太	〃 石林357		〃
〃		石井 一吉	〃 塩原2026		〃
〃		伊藤 英男	〃 横林27		〃
〃		菊池 栄	〃 上横林265		〃
〃		森 和義	〃 接骨木38- 7		〃
〃		織田 勝徳	〃 折戸137		〃
〃		熊倉 貴子	〃 遅野沢790		〃
〃		久利生 元	〃 宇都野919		〃
〃		印南 静加	〃 高阿津269- 1		〃
〃		相馬 健一	〃 上大貫112		〃
〃		和氣 一郎	〃 〃 1		〃
〃		磯 稔	〃 下大貫982		〃
〃		江連 晴彦	〃 金沢783		〃
〃		江連 康夫	〃 宇都野1192		〃
〃		市村さやか	〃 塩原1015- 1		〃
監 事	渡辺 哲友		〃 折戸168	令 和 7 (2025) . 3 . 31	
〃	高橋 昭一		〃 金沢999- 2	〃	
〃	薄井 海雄		〃 槻沢424	〃	
〃		小宅 久	〃 下大貫1015- 1		令 和 7 (2025) . 4 . 1
〃		郡司 和夫	〃 蓼沼320- 2		〃
〃		渡邊 勝美	〃 下永田 3 -1159-456		〃

(農地整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第16号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 2 項の規定により、令和 7 （2025）年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第 3 項の規定により公表する。

令和 7 （2025）年 4 月 22 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
鈴木ひろし後援会	橋本 憲一	鈴木 央	栃木県大田原市元町1-7-45
日本職能力開発推進協議会	加藤 雅明	赤羽 恵	栃木県宇都宮市錦2-4-5
福田ともゆき後援会	福田 智行	上原 理	栃木県鹿沼市上野町204-2